

地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十九号

地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例

施行規則の一部を改正する規則

地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則(平成二十七年広島県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「県税の」の下に「課税免除及び」を加える。

第三条の見出し中「不均一課税」を「課税免除及び不均一課税」に改め、同条第一項中「第三条第一項」の下に「及び第五条第一項」を加える。

別記様式第一号中「不均一課税申請書」を「課税免除申請書」及び「不均一課税申請書」に改め、

「地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり不均一課税の適用を受けることを申請します。」を

「地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第3条第1項又は第5条第1項の規定により、次のとおり課税免除又は不均一課税の適用を受けることを申請します。」に改め、

「及び所在」を「及び所在地」に改め、

「地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例第2条第2項に規定する公害関係法令の規定に違反していることの有無」を「

「地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第2条第2項及び第4条第2項に規定する公害関係法令の規定に違反していることの有無」に改め、

(注)一 中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、

別記様式第三号(表)中

「地方活力向上地域における事業税の不均一課税計算書」を

「地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例第2条第1項第1号の規定により不均一課税される事業税額及びその算出基礎について、同条例第3条第2項の規定により、次のとおり申告します。」に改め、

「地方活力向上地域における事業税の課税免除計算書」を

「地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第2条第1項第1号」に改め、

の規定により課税免除される事業税額及びその算出基礎について、同条例第3条第2項の規定により、次のとおり申告します。

「

所在	
名称	

」

「

所在地	
名称	

」

「不均一課税の適用を受ける課税標準及び税額」^ハと「課税免除の適用を受ける課税標準及び税額」^ニ

「不均一課税の適用を受ける額」^アと「不均一課税の適用を受けない額」^イ

「課税免除の適用を受ける額」^カと「課税免除の適用を受けない額」^キ

「不均一課税適用額算出の基礎となった分割基準」^ハと「課税免除適用額算出の基礎となった分割基準」^ニ

「

不均一課税の適用を受ける設備	不均一課税の対象とならない従業員数	不均一課税の対象とならない従業員数
----------------	-------------------	-------------------

」

「

課税免除の適用を受ける設備	課税免除の対象とならない従業員数	課税免除の対象となる従業員数
---------------	------------------	----------------

」

税」^アと「課税免除」^カと定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。